

コンサルティング業務契約書

_____（以下「甲」という）と_____（以下「乙」という）はコンサルティング業務に関し、以下のとおり契約を締結する。

第1条（基本事項）

乙は、甲の発展に寄与するため、甲に対して甲の経営・企画等について助言、指導を行うサービスを提供するものとする（以下「本件コンサルティング業務」という）。

②本件コンサルティング業務は次のとおりとする。

- 1.
- 2.
3. 前2号に付帯する業務
4. 各業務に関する指導及び助言

③本件コンサルティング業務遂行のために、乙が甲の本店所在地および営業所等に月1度、2時間程度の訪問することとする。

④本件コンサルティング業務について、甲は乙に対し、メール、電話、スカイプなどの通信機器による相談については、無制限にこれを行うことができる。

第2条（報酬）

甲は乙に対して、本件コンサルティング業務の基本報酬として、1ヶ月につき金●万円支払うものとする。

②乙が提供したコンサルティング業務にかかわるサービスについて、毎月、本件コンサルティング契約を締結した●年●月（以下、基準月という）の利益を基準とし、利益についての50パーセントを成果報酬として支払うものとし、毎月25日に乙指定の銀行口座に振り込むものとする。

③本件コンサルティング業務について、利益が減少した月も、1ヶ月の基本報酬である金5万円の支払は発生するものとする。

第3条（利益）

本契約にいう利益とは、売上高から仕入や原材料代、広告費など売上原価を引いた金額とするものとする。

第4条（実費）

乙が甲に対し本件コンサルティング業務を遂行するために要した交通費（出張費、宿泊費等を含む）、資料収集および調査活動に要した費用は、甲の認める範囲で乙に対し、実費としてこれを支払うものとする。細目は別途甲乙が協議して定めるものとする。

第5条（機密保持）

本契約または個別契約の契約期間中であると契約終了であるとを問わず、甲および乙は、本件コンサルティング業務契約の内容、制作・開発の遂行上知りえたお互いの技術上・営業上の一切の情報並びに関連資料、関連知識、成果物につき、公知のものを除き秘密を保持し、第三者に開示または漏洩し、もしくは第三者のために使用し、または本契約の目的以外のために自己使用してはならない。

②乙は本件コンサルティング業務遂行にあたり、必要な部分を乙の従業員に対して開示することができる。ただし、この場合においても、乙は、乙の従業員が知りえた秘密を漏らしたり、または複製物を作成したりすることがないような適切な監督・措置を取らなければならないものとする。

第6条（契約期間）

本契約は平成●年●月●日から●ヶ月間有効とする。契約の延長をする場合は、別途書面にて再度契約することとする。

第7条（契約の解除）

下記の各号のひとつに該当する事実のあったときは、本契約は即時解除される。

1. 乙が正当の事由なくして、3ヶ月以上本件コンサルティング業務をしなかったとき
2. 甲また乙のいずれかが相手に対し中傷する言辞
3. 乙の提供する本件コンサルティング業務に係る商品・サービスが他人の著作権を侵害していた場合
4. 乙の提供する本件コンサルティング業務に係る商品・サービスの著作権の帰属や侵害について、第三者からの異議の申し立て・告訴・訴訟の提起等がなされた場合
5. 甲また乙のいずれかに公序良俗に反する、もしくは犯罪行為に結びつく行為があった場合
6. 法律、法令に反する行為
7. その他甲また乙のいずれかが本契約に違反したとき

第8条（権利の帰属）

本契約に基づき乙が遂行した本件コンサルティング業務に基づき発生した成果物及び役務、または経営ノウハウ（以下「本件成果物」という）の所有権、二次的使用料請求権、著作隣接権は乙に帰属する。ただし、甲が乙の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

第9条（二次使用）

甲が本件成果物を本契約の目的とされる使用以外に二次使用をしようとする場合、甲は乙に使用の承諾を得るものとし、また、乙は甲の申し入れに対して合理的な事由なくこれを拒否しない。

②甲が本件成果物の二次使用をする場合、その使用料に関しては甲と乙の相談によりこれを取り決めるものとする。

③甲が本件成果物を本契約の目的とした商品の宣伝や販売促進の目的に使用する場合においてのみ、甲は乙の承諾なく本件成果物を自由に使用できるものとする。

第10条（疑義解決）

本契約に定めのない事項または本契約の内容について疑義を生じたときは、甲乙双方は誠意を持って協議し、これを解決する。

第11条（管轄裁判所）

本契約に基づいて生じた一切の訴訟は、●●地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

上記のとおり、本契約が成立したので、これを証するために本書2通作成し、甲乙各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

（甲）

（乙）